

プログラムの規則と交換の条件

ロータリー・クラブそして/もしくは地区によって派遣される青少年交換学生として、あなたは下記の規則と条件に従わなければなりません。

交換の厳密に守るべき規則と条件。違反した場合、学生は即刻帰国することになります。

1. 受け入れ国の法律を遵守すること。いかなる法律でも犯した場合には、学生は受け入れ側、或いは本国からの援助を期待することはできません。学生は当局から釈放され次第本国へ送還されます。
2. 学生は違法の薬物を所持或いは使用することは許されません。医師の処方による薬は許可されます。
3. 学生は連邦政府/州/地元当局の免許証が必要ないかなる種類の動力付きの乗り物も運転することを認可されていません。また運転教習プログラムに参加することはできません。
4. 違法の飲酒は固く禁じられています。法律で飲酒を許される年齢に達している場合も控えて下さい。もしホスト・ファミリーからお酒類を勧められた場合、ホスト・ファミリーの監督の下に家庭では飲むことができます。
5. 盗みは禁じられています。これには例外はありません。
6. 許可を受けていない旅行は許されていません。学生は受け入れ地区の旅行の規則を守らねばなりません。
7. 学生は受け入れ地区の規定にかなった健康保険と生命保険を購入しなければなりません。
8. 学生は規則的に通学し、学業に誠実に努力しなければなりません。
9. 学生は受け入れ地区の地区青少年交換委員会が求める交換の規則や条件を固く守らねばなりません。

交換の常識的規則や条件。違反した場合は地区の検討に附され、制約が課せられることとなります。これらの規則を大きく/継続的に逸脱した場合には、本国へ送り返されます。

1. 喫煙は賛成しません。もし応募用紙で非喫煙と述べた場合は、交換の期間中ずっとその姿勢を堅持することになります。あなたの受け入れ、ホスト・ファミリーの指定はあなたのその申告に基づいてなされます。どのような場合でも、ホスト・ファミリーの寝室で喫煙してはなりません。
2. ホスト・ファミリーのよき一員として、自分の年齢に相応しい態度で、その年齢の子供たちと同じように常識的に責任や義務を果たして下さい。受け入れ家庭の願いを尊重して下さい。
3. あなたの受け入れ国の言語を学習して下さい。先生方やホスト・ファミリーや、ロータリーの会員や、あなたが地域で出会う人々は喜ぶでしょう。言語が使えるばあなたは地域で受け入れられ、終生の友達を得るという遠大なことさえなしとげることができるのです。
4. ロータリーの行事やホスト・ファミリーの行事には参加して下さい。ロータリーの行事やホスト・ファミリーの行事に招かれたら関心を示して下さい。求められるまで待つというのではなく、進んで参加して下さい。あなたが関心を示さないということは、交換において好ましくないことで、将来の交換にマイナスの影響を及ぼします。
5. 学校や地域の行事にも進んで参加して下さい。暇な時間や息抜きの時間を学校や地域の友達との交友や活動に当てて計画して下さい。暇なときはいつも他の交換学生達と過ごすというのはいけません。
6. 地域では注意して友達を選んで下さい。友達を選ぶときはホスト・ファミリーや顧問、学校関係者の助言を求めそれに留意しましょう。
7. 金銭を借りてはいけません。請求書は速やかに支払って下さい。家庭の電話を使う時は許可を得て使い、長距離電話は記録をとっておき、自分がかけたものは毎月支払うようにして下さい。
8. ホスト・ファミリーの両親や、受け入れロータリー・クラブや地区が許可するロータリー・クラブや地区の旅行は適当な大人の付き添いがいれば許可されます。その他の旅行は受け入れ地区連絡担当者、受け入れクラブの許可を得なければなりません。そして学生自身の実の親/法的保護者が、書面にてロータリーに法的責任がないことをしたためなければなりません。学生は他の学生だけと旅行することはできません。

9. もし旅行したり、行事に参加する機会が与えられたら、出かける前にあなたが支払わなければならない費用と責任について明確にしておいて下さい。
10. 適切な予防接種をした証明を見せなければなりません。
11. 学生は交換の年度中に不自由なく過ごせるだけの十分な財政的援助がなければなりません。あなたの地区は緊急時に備えて資金を積み立てることを求めるかもしれません。そしてその積み立て金が使われてしまった時には、学生の実の親/法的保護者が補充しなければなりません。交換終了時に未使用の積み立て金は学生に返還されます。この積み立て金は受け入れ地に到着した際に、受け入れロータリー・クラブに引き渡されます。このお金は日常の生活費に充てられるものではありません。
12. 学生が早期に帰国する際の費用、もしくはその他の例外的な出費{例:語学の教授費、旅行など}は学生の実の親/法的保護者の責任です。
13. 学生は受け入れ地区と学生の実の親/法的保護者との双方が含意した経路で、寄り適しないて帰国しなければなりません。
14. あなたは交換学生である間は受け入れ地区の監督下にいるのです。実の親/法的保護者は息子/娘に直接余分な活動を許可することは避けなければなりません。そのような活動については受け入れクラブと地区青少年交換の役員が許可しなければなりません。学生が受け入れ国や地域に親戚がある場合にも、親戚は学生が交換プログラムにいる場合には学生に対して何の権限も持ちません。
15. 交換プログラムにいる間に、実の親/法的保護者、もしくは兄弟姉妹そして/もしくは友人の訪問はして欲しくないことです。そのような訪問は受け入れクラブと受け入れ地区の同意があった場合のみ可能です。そしてそれは交換の最後の4分の1の期間、もしくは学校の休暇中のみに限られます。
16. 恋愛に深入りするのを避けて下さい。性的関係や不純異性交友は自制して下さい。